

ガス体エネルギー改革勉強会（第2回） 議事要旨

1. 日時：平成13年3月13日（火） 10:00～12:00
2. 場所：(財)エルピーガス振興センター 会議室
3. 出席委員
石井（晴）委員長、浅野委員、阿部委員、石井（誠）委員、大内委員、小澤委員、菊池委員、倉持委員、重松委員、末光委員、鈴木委員、竹沢委員、伊達委員、手嶋委員、西田委員、牧野委員、村田委員、矢野委員
（意見表明）
（社）日本エルピーガス連合会 伊藤会長
4. 議題
意見表明
10年後のガス体エネルギー産業のあり方について （伊藤会長）
ガス事業法制度改革・構造改革への提言 （手嶋委員）
エネルギー産業におけるガス体エネルギーの役割 （浅野委員）
5. 議事次第
(1) 開会に続き、日本エルピーガス連合会伊藤会長より資料1に基づき説明があり、その後、以下のような質疑応答がなされた。

LPガスと一般ガスとでは構造があまりにも違い、自由化されているLPガスの立場での主張は大変難しいと思う。その点基本問題研究会での伊藤会長の発言に感銘している。ガス体事業において、ガス種類は天然ガスとLPガスだけであり、供給方法では導管とシリンダーだけである。この最低限の区分による規制だけでフリーにしようという話は非常に良かったと思っている。LNGの備蓄についても議論されているが、LPガス代表として、この点についてもよろしく願いたい。一般ガスの形態も相当変化するだろうが、一段落した後には、効率を高めるため、LPガスへ進出することが容易に想像できる。LPガス業界としては、それに備えて消費者満足に向けた商売の原点に立ち返ることが早急に必要ではないか。

ガスチェーンのあり方についてであるが、LPガス設備の利用料金を支払えば開放するということであつたと思われる。確かに都市ガスの方を完全自由化させるためには、LPガス設備の開放も必要だと思うが、LPガスの設備には元売の輸入基地、充てん所、それに各家庭についているボンベ、メーターなどもある。これらの設備のどこまでを開放するのか、その考え

方を確認したい。

(伊藤会長) この問題は業界での大きなテーマになると思う。日連としては、都市ガスだけがパイプラインを開放するというのではなく、相互に利用しあうという考え方である。技術的には検討していかなければならないが、制度的には接続供給、託送、卸供給などがあり、東京ガスでは卸託送制度を作ろうとも言っている。流れはその方向にあり、L Pガス業界から一方的に求めるだけでなく、都市ガス業界がL Pガス設備の利用を求めてきた時には、利用させるというのが基本的な考えである。輸入基地についての具体的な開放条件などは、元売として検討して欲しい。

都市ガス料金は許認可であり、コストは全て乗っている。これに対し、石油、L Pガスは自由料金であり、異なるものについて同一の取扱いをすべきなのかという疑問はあるが、都市ガス業界がアンバンドリングされオープンアクセスできるようになると、相対として石油産業、L Pガス産業のオープンアクセスの問題は必ず出てくる。その時に備えて、業界団体、元売会社はしっかり論議しておかないといけない。

(2) 続いて、手嶋委員より資料2に基づき説明があり、その後、以下のような質疑応答がなされた。

L Pガス産業は労働集約型の産業であり、配送を含め固定費の割合が相対的に高い。この部分を解決しないと、都市ガスに対抗できないと思う。古い資料ではあるが、都市ガスの従事者は5万人弱といわれ、一方L Pガスは20万人という数字が出ている。これをそのままにして、都市ガスと競争するのは不可能ではないか。

(手嶋委員) 今、卸協では、ロジスティックスの面から配送と充てんの問題を検討している。充てんと配送は各社が合従連衡しながらコストを下けているが、限度がある。そのため、配送要員の営業員化を図って付加価値を上げている店もある。そういうことも研究テーマにしていく必要もあるのではないかと。電気料金が下がれば都市ガスも料金を下げてくると思われる。L Pガスも料金を下げられる要素を作らなければいけない。地域経済という要素もあるので一概には言えないが、それぞれの局面でロジスティックスの問題、配送の問題、小売りの形態の問題、そこからくる消費者との関わりによる付加価値の上げ方の問題、これらを自由化のメリットと捉え、

業界全体で取り組むことが必要ではないか。

(3) 続いて、浅野委員より資料 3 に基づき説明があり、その後、以下のような質疑応答がなされた。

(石井委員長) パイプライン専門会社の具体的イメージが出てきた。パイプライン専門会社は公益事業であり、託送料金も公表する公的な機関というイメージであるが、具体的にはどのような形態の会社になるのか。国が指導して作るのか、第 3 セクターでやるのか。

(浅野委員) イメージとして描いているのは、現在垂直統合でやっているところは、まず区分経理をする。輸送部分が区分経理されているところは、資本は同一でもよいが別会社化する。その場合、基地、製造設備も原則含めるべきだと考えている。別会社にして、公益事業としての認可を取らせる。そこでファイヤーウォールをしっかりとかけ、情報漏れのないよう、公平にやれることが必要である。議論の中では都市ガスも、これまでの実績を主張するし、企業の独立性、経営の自主性を主張するわけで、全体の中で整合性をとる必要はある。

(4) 3 名の意見表明終了後、全体を踏まえた自由討議が行われたところ、以下のような意見が出された。

ガス市場整備基本問題研究会での L P ガス業界代表は伊藤委員、手嶋委員のお二方で、業界の状況、考え方について P R してもらっていると認識しており、これからもお願いしたい。公平平等という話になるが、L P ガス業界と都市ガス業界とでは大企業と中小企業ということによる資金力の差がある。L N G 基地の開放という問題では、必ず L P ガス輸入基地も開放すべきという話になるが、L N G 基地はかたちは私企業であるが公益事業であり、認可制のもとで作られたもので、いわば消費者、国民が負担したものだとして認識している。都市ガス会社のパイプラインも同様である。これに対し、L P ガスの輸入基地は安定供給のための民間備蓄を持ちながら、赤字覚悟で民間企業が投資してきたものである。それを公平ということと同時に開放するということには疑問を感じる。今までの経緯も踏まえて、段階的に行われるべきだと考える。

元売側の意見として、L P ガス基地の開放を求められることに対し、危惧

されている意味がわからない。ガス事業法では輸入基地はガス工作物として供給施設概要の許可から始まり、工事認可までが対象になっている。都市ガス業界としては、今まで自分達作り、回転資金を出して一貫してやってきたものを、導管部分は大きな流れの中で仕方がないが、基地を含めて別会社にするには反対している。石油やLPガスの基地は保安規制はあるものの、事業としての規制はない。強いて言えば石油業法のもとで許可制だったが、現在ではトッパー以外は何の規制もないし、今度は業法自体廃止される。従って、開放する、しないは自由であり、国が制度を変えるからということではなく、あくまで企業の判断によるものである。そのような意味から、新しいガス事業制度になった時に、自分達のところにも影響が出るという考え方が理解できない。

LPガス輸入基地でみると、バーター等かなり自由に多くの会社が一つの基地から出荷しているのが現状である。物流経費を削減するために融通を利かしているということである。LPガスの輸入会社としてはこのような考え方であるが、各研究会の議論でLNG基地の開放の問題が、LPガスも当然という流れになってしまうことを危惧しているということである。

LNG基地の開放は、都市ガス業界からすれば大変であり、多くの味方をつけたいため、そのような言い方になるのであろうが、制度面からすれば、LPG基地の開放はありえないと思う。先ほどパイプライン会社の予想される形態はどうであろうかという話が出たが、制度ができれば都市ガス業者は確実に乗り出すと思う。日本の企業は動きが速いし、法律の先に行くことも商売のポイントにもなっている。心配しなくても方向性は出てくる。ただ、浅野委員の言うようになるかどうかかわからないし、それが議論の対象になる。仮に浅野委員の言うような状況になった時に、LPガス業界がどうやって生きていくべきかを今から議論することが必要ではないか。

自由討議終了後、伊藤石油流通課長から総括的な挨拶が行われた。

以上

(本議事要旨は暫定版のため、今後修正があります。)